

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：34305

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17240

研究課題名(和文)介護福祉士養成課程における腰痛予防のための労働衛生教育に関する研究

研究課題名(英文) Study on occupational health education for prevention of back pain in certified care worker training courses.

研究代表者

富田川 智志 (Tomitagawa, Satoshi)

京都女子大学・家政学部・助教

研究者番号：90441881

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、介護福祉士養成課程における腰痛予防のための労働衛生教育の現状と課題を明らかにするために、介護福祉士養成課程科目における単元「移動・移乗の介護」の担当教員を対象とした質問紙調査を実施した。
その結果、単元「移動・移乗の介護」教育の中に労働衛生の視点が落とし込まれておらず、教員の認識も希薄な傾向にあった。今後の課題として、労働衛生の理論と実践が直感的に伝わる教育体制を構築することが求められる。

研究成果の概要(英文)：In this research, in order to clarify the present situation and problems of occupational health education for prevention of back pain in certified care worker training courses, I targeted faculty members in charge of "movement and transfer care" in certified care worker training courses, I conducted a questionnaire survey.
As a result, the viewpoint of occupational hygiene was not putting into the education of "movement and transfer care" and faculty members perception tended to be thin. As future issues, it is necessary to build an educational system that intuitively conveys theories and practices of occupational health.

研究分野：介護・看護職の作業関連性筋骨格系障害の予防

キーワード：介護福祉士養成課程 腰痛予防 生活支援技術 移動・移乗の介護 移動・移乗補助具 労働衛生教育

1. 研究開始当初の背景

日本では介護労働者の離職率が16.6%¹⁾と高く、介護福祉士養成施設における学生充足率は54.0%(離職者訓練等を活用した入学者を除く)²⁾となっており、介護人材不足は顕著である。さらに、保健衛生業の腰痛の発生率は他産業に比べ非常に高く、2013(平成25)年の腰痛発生状況(労災申請されたものに限る)では79.4%³⁾を占めており、介護労働者の人材不足に拍車をかけている。

2013年、厚生労働省は「職場における腰痛予防対策指針」を19年ぶりに改訂⁴⁾し、事業者に対し「リスクアセスメント及び労働衛生マネジメントシステム Occupational Safety and Health Management System(以下、OSHMS)」の導入等の対策を講じること、腰痛予防のための労働衛生教育を実施するよう指導している。

このように、介護労働者への腰痛予防のための労働衛生教育の推進が求められているが、介護福祉士養成教育に対しても早急にOSHMSを取り入れた腰痛予防のための労働衛生教育を構築する必要があると考える。

2. 研究の目的

本研究では、介護福祉士養成課程(以下、養成課程)におけるOSHMSを取り入れた腰痛予防のための労働衛生教育の基礎研究として、養成課程における労働衛生の視点に基づいた腰痛予防のための単元「移動・移乗の介護」教育の現状と課題を明らかにする。

3. 研究の方法

2016年10月現在、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の会員名簿に掲載されている全401養成課程で介護福祉士養成課程科目「生活支援技術」で単元『移動・移乗の介護』を担当している教員(各養成課程1名)を調査対象とし、「腰痛予防のための「移動・移乗の介護」教育に関するアンケート」を郵送して質問紙への記入を求めた。

設問内容は、(1)回答者の属性、(2)単元「移動・移乗の介護」で使用されている主たるテキスト名、(3)各養成施設に設置されている移動・移乗補助具数、(4)単元「移動・移乗の介護」における「腰痛予防のための労働衛生教育」の現状、(5)単元「移動・移乗の介護」における「移動・移乗補助具を使った移動・移乗の介助(演習)」の現状、(6)単元「移動・移乗の介護」以外での移動・移乗補助具の使用状況、(7)移動・移乗補助具を活用した単元「移動・移乗の介護」教育を行う上での福祉用具専門職者との連携状況、を設定した。

本調査は、京都女子大学臨床研究倫理委員会にて審査を受け、研究の許可(許可番号29-14)を得て、2017年12月7日~2018年1月20日に実施した。

4. 研究成果

質問紙の回収数(率)は、128課程(31.9%)であった。

(1) 回答者の属性

養成課程の所在地の構成は、「北海道」が10課程(40.0%)、「東北」が6課程(15.8%)、「関東信越」が40課程(31.3%)、「東海北陸」が21課程(45.7%)、「近畿」が19課程(35.2%)、「中国四国」が10課程(18.2%)、「九州沖縄」が22課程(40.0%)であった。

養成課程の種類構成は、「大学」が15課程(25.4%)、「短期大学」が24課程(30.8%)、「専門学校(高等学校専攻科含む)」が89課程(33.7%)であった。

回答者の年齢の構成は、「40代」が最も多く61名(48.0%)、次いで「30代」が28名(22.0%)、「50代」が21名(16.5%)、「60代」が15名(11.8%)、「20代」が2名(1.6%)の順であった。

回答者の保有している介護・医療関係の国家資格の構成(複数回答)は、「介護福祉士」が最も多く116名(90.6%)、次いで「社会福祉士」が24名(18.8%)、「看護師」が12名(9.4%)、「その他」が9名(7.0%)、「保健師」が2名(1.6%)、「助産師」と「保有資格なし」が各1名(0.8%)の順であった。

回答者の保有あるいは修了している福祉用具関係の資格・研修の構成(複数回答)は、「保有あるいは修了している資格・研修なし」が最も多く67名(68.4%)、次いで「福祉住環境コーディネーター」が24名(24.5%)、「福祉用具専門相談員」が8名(8.2%)、「福祉用具プランナー」が3名(3.1%)、「その他」が2名(2.0%)の順であった。

回答者の就業形態の構成は、「専任教員」が123名(96.1%)、「専任以外の教員」が5名(3.9%)であった。

回答者の介護福祉士養成教員としての教育経験年数(産休、育休、病休等の期間は除く)の構成は、「10年以上」が最も多く63名(49.2%)、次いで「5年以上10年未満」が38名(29.7%)、「1年以上3年未満」と「3年以上5年未満」が各11名(8.6%)、「1年未満」が5名(3.9%)の順であった。

(2) 単元「移動・移乗の介護」で使用されている主たるテキスト名

「新・介護福祉士養成講座 生活支援技術(中央法規)」が最も多く111課程(87.4%)、次いで「最新介護福祉全書 生活支援技術(メヂカルフレンド社)」が16課程(12.6%)、「その他」が10課程(7.9%)、「介護福祉士養成テキスト 生活支援技術(建帛社)」が4課程(3.1%)、「介護福祉士養成テキストブック 生活支援技術(ミネルヴァ書房)」が1課程(0.8%)、「介護福祉士養成テキスト コミュニケーション技術/生活支援技術(法律文化社)」が0課程(0%)の順であった。これらのテキストの掲載内容は、移動・移乗補助具の名称や簡単な操作方法等といった紹介程度の掲載となっているため、テキストによって労働衛生の視点に基づいた腰痛予防

対策を学ぶことは困難と考える。

(3) 各養成施設に設置されている移動・移乗補助具数

「成人用ベッド(簡易ベッドは除く)」は全ての養成課程で設置されており、平均値(標準偏差)は8.67(±3.39)台、最大値は21台、最小値は3台であった。

「成人ベッド(簡易ベッドは除く)」のうち「電動ベッド」は123課程(96.9%)で設置されており、平均値(標準偏差)は3.99(±3.00)台、最大値は12台、最小値は0台であった。

「車いす」は126課程(98.4%)で設置されており、平均値(標準偏差)は13.46(±5.30)台、最大値は39台、最小値は0台であった。

「車いす」のうち「アームサポートが跳ね上げ・取り外し等できる車いす」は116課程(91.3%)で設置されており、平均値(標準偏差)は4.41(±3.42)台、最大値は18台、最小値は0台であった。

「スライディングシート」は120課程(93.8%)で設置されており、平均値(標準偏差)は5.48(±6.63)枚、最大値は59枚、最小値は0枚であった。

「スライディングボード(座位移乗用)」は126課程(98.4%)で設置されており、平均値(標準偏差)は4.29(±3.19)枚、最大値は18枚、最小値は0枚であった。

「移乗介助用ベルト」は64課程(50.0%)で設置されており、平均値(標準偏差)は1.24(±2.34)本、最大値は19本、最小値は0本であった。

「移乗用ボード(臥位移乗用)」は43課程(33.6%)で設置されており、平均値(標準偏差)は0.64(±1.33)枚、最大値は6枚、最小値は0枚であった。

「移乗用リフト(床走行式・固定式・据置式)」は117課程(91.4%)で設置されており、平均値(標準偏差)は1.14(±0.82)台、最大値は6台、最小値は0台であった。

「スタンディングマシーン(吊り上げ式・台座式)」は20課程(15.6%)で設置されており、平均値(標準偏差)は0.16(±0.39)台、最大値は2台、最小値は0台であった。

介護福祉士養成施設あるいは介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針⁵⁾⁶⁾における「校地・校舎等及び施設設備等に関する事項」の「教育用機械器具及び模型」に指定されていない物品()の設置は各養成課程の裁量となっている。現状として、それらの指定外物品はベッド数に対して少なく、設置していない養成課程も少なくなかった。移動・移乗補助具の設置数が少ない場合、学生・生徒全員が移動・移乗補助具の操作を体験するだけで多くの時間を要し、知識・技術を習得するに至るまでにはさらなる時間が必要となる。生活支援を専門職とする介護福祉士の養成課程において、移動・移乗補助具に関する知識・技術を習得させることだけ

に多くの時間をさくことは困難である。限られた時間数の中で、学生・生徒全員に移動・移乗補助具に関する知識・技術を習得させるためには、移動・移乗補助具と指導者の数を増やすことが必要不可欠となると考える。

(4) 単元「移動・移乗の介護」における「腰痛予防のための労働衛生教育」の現状

各養成課程における腰痛予防のための労働衛生に関する講義・演習の有無において、『含んでいる』と回答した講義・演習で特に多かった項目は「ボディメカニクスの原理を活用した姿勢・動作」126課程(98.4%)、「ボディメカニクスの原理の理論」124課程(96.9%)、「移動・移乗補助具を活用した介助の方法」104課程(81.3%)となっており、『少し含んでいる』も加えると全ての養成課程で含まれていた。また、『少し含んでいる』あるいは『含んでいる』と回答した講義・演習のうち「腰痛を発生させる要因」が122課程(95.3%)、「腰痛を予防するための作業環境改善」が121課程(94.5%)、「人を抱上げない移動・移乗(ノーリフティング)の意義・効果」が122課程(95.3%)、「2名以上で介助する方法」が120課程(93.8%)となっており、90%以上の養成課程で含まれていた。一方、『含んでいない』と回答した講義・演習で特に多かった項目は「腰痛健康診断」87課程(68.0%)、「労働者災害補償保険法(労災保険法)」83課程(64.8%)、「労働安全衛生法」65課程(50.8%)、「介護労働者の腰痛予防対策チェックリスト」65課程(50.0%)となっており、半数以上の養成課程で含まれていなかった。他にも、「職場における腰痛予防対策指針」が60課程(46.9%)、「夜勤や交代勤務に従事する場合の健康管理」が57課程(44.5%)、「労働者の重量物取扱い作業の重量制限」が55課程(43.0%)、「腰痛予防対策を進めるための安全衛生管理体制づくり」が49課程(38.3%)、「メンタルヘルス対策」が45課程(35.2%)となっており、40%近くの養成課程で含まれていなかった。

各養成課程における腰痛予防のための労働衛生に関する講義・演習の重要度は、全ての項目で『重要ではない』と回答している割合は低値であった。『重要だ』と回答した講義・演習で特に多かった項目は「ボディメカニクスの原理を活用した姿勢・動作」119課程(93.0%)、「ボディメカニクスの原理の理論」114課程(89.1%)、「移動・移乗補助具を活用した介助の方法」114課程(89.1%)となっており、90%程度の養成課程が重要度の高い内容と評価されていた(『どちらかといえば重要』は除く)。他にも、「腰痛を発生させる要因」が107課程(83.6%)、「腰痛を予防するための作業環境改善」が100課程(78.1%)、「人を抱上げない移動・移乗(ノーリフティング)の意義・効果」が98課程(76.6%)となっており、70%以上の養成課程が重要度の高い内容と評価していた(『どちらかといえば重要』は除く)。一方、『どちら

かといえ重要ではない』と回答した講義・演習で特に多かった項目は「介護労働者の腰痛予防対策チェックリスト」71 課程(55.5%)、「労働安全衛生法」69 課程(53.9%)、「労働者の重量物取扱い作業の重量制限」66 課程(51.6%)、「労働者災害補償保険法(労災保険法)」66 課程(51.6%)、「腰痛健康診断」33 課程(50.8%)となっていた。

以上のように、単元「移動・移乗の介護」における腰痛予防のための労働衛生に関する各講義・演習で最も含まれており、特に重要と評価されている項目は、ボディメカニクスに関する教育であった。このことは、介護福祉士養成教育や介護現場において「介護の実践ではボディメカニクスが最も基本となる姿勢・動作であり、重要である」との認識が広く受け入れられていることが影響していると考えられる。また、「移動・移乗補助具を活用した介助の方法」「腰痛を予防するための作業環境改善」「人を抱上げない移動・移乗(ノーリフティング)の意義・効果」についても教育に含まれている割合が高く、重要度も高いと思われていた(『どちらかといえば重要』は除く)。このことは、移動・移乗の介護は身体負担度が高いがゆえに、利用者との安全のために環境を整えることと人力のみで人を抱上げない移動・移乗技術に関する知識や技術を教育する必要があるとの認識があるからと考える。

一方、腰痛予防のための労働衛生に関する法律・指針等は、約半数の養成施設で教育に含まれていない、どちらかといえば重要レベルで留まっている認識となっていた。このことは、介護福祉士養成教育の中に労働衛生の視点が落とし込まれていないことが推察される。「介護の基本」といった他科目で労働衛生に関する教育がなされていることで単元「移動・移乗の介護」ではあまり含まれていない、どちらかといえば重要レベルに留まったとも推察できるが、科目間連携は各担当教員との高度な連携体制と学習者の高い理解力が求められるため、別科目との繋がりを漏れなく的確に落とし込むには限界がある。したがって、身体負担度の高い介護である「移動・移乗の介護」に関しては、この単元においても労働衛生の視点に基づいた教育を展開する必要があると考える。

(5)単元「移動・移乗の介護」における「移動・移乗補助具を使った移動・移乗の介助(演習)」の現状

「移動・移乗補助具を使った移動・移乗の介助(演習)」の有無の集計結果は以下の通りであった。

1)スライディングシートを使った移動・移乗の介助において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「上方移動」が64 課程(50.0%)、「横移動」が63 課程(49.2%)、「体位変換」が61 課程(47.7%)、「ベッド-車いす間の移乗」が61 課程(47.7%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が33 課

程(25.8%)、「安楽な体位」が58 課程(45.3%)となっていた。『紹介程度』あるいは『体験程度』と回答した演習は「上方移動」が58 課程(45.3%)、「横移動」が59 課程(46.1%)、「体位変換」が48 課程(37.5%)、「ベッド-車いす間の移乗」が46 課程(36.0%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が58 課程(45.3%)、「安楽な体位」が46 課程(45.9%)となっていた。したがって、半数程度の養成課程では技術の習得まで目指した演習が行われていたが、同数程度の養成課程では、紹介あるいは体験までの演習で留まっていた。

2)スライディングボードを使った移乗の介助(座位移乗)において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が71 課程(55.5%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が31 課程(24.2%)、「車いす-トイレ間の移乗」が33 課程(25.8%)となっていた。『紹介程度』あるいは『体験程度』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が55 課程(43.0%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が53 課程(41.5%)、「車いす-トイレ間の移乗」が38 課程(29.7%)となっていた。したがって、「ベッド-車いす間の移乗」に関しては半数程度の養成課程で技術の習得、紹介あるいは体験程度の演習が行われていたが、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」や「ベッド-トイレ間の移乗」の演習は行っていない養成課程も少なくなかった。

3)移乗用ボードを使った移乗の介助(臥位移乗)において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が29 課程(22.7%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が21 課程(16.4%)となっていた。一方、『行っていない』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が68 課程(53.1%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が68 課程(53.1%)となっていた。したがって、技術の習得を目指している養成課程は30%以下となっており、半数以上の養成課程は演習自体行っていなかった。

4)移乗用リフト(スタンディングマシーンは除く)を使った移乗の介助において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が43 課程(33.6%)、「椅子-浴槽間の移乗」が14 課程(10.9%)となっていた。一方、『行っていない』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が20 課程(15.6%)、「椅子-浴槽間の移乗」が73 課程(57.0%)となっていた。したがって、技術の習得まで目指している養成課程は少ない状況にあり、転倒や溺水のリスクの高い環境下である浴槽周りでの移乗においては、半数以上の養成課程は演習自体行っていなかった。

5)スタンディングマシーンをを使った立ち上がりの介助において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「立ち上がり介助」が9 課程(7.0%)、「トイレ介助」

が5課程(3.9%)となっていた。一方、『行っていない』と回答した演習は「立ち上がり介助」が103課程(80.5%)、「トイレ介助」が105課程(82.0%)となっていた。したがって、80%以上の養成課程は演習自体行っていないかった。

6) 移乗介助用ベルトを使った移乗の介助において、『技術の習得を目指して行っている』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が8課程(6.3%)、「車いす-トイレ間の移乗」が7課程(5.5%)となっていた。一方、『行っていない』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が82課程(64.1%)、「車いす-トイレ間の移乗」が95課程(74.2%)となっていた。したがって、技術の習得まで目指している養成課程は10%以下となっており、転倒や溺水のリスクの高い環境下である浴槽周りでの移乗においては、60%以上の養成課程は演習自体行っていないかった。

移動・移乗補助具を使った移動・移乗の介助の演習の必要度の集計結果は以下の通りであった。

1) スライディングシートを使った移動・移乗の介助において、『必要だ』と回答した演習は「上方移動」が92課程(71.9%)、「横移動」が93課程(72.7%)、「体位変換」が89課程(69.5%)、「ベッド-車いす間の移乗」が85課程(66.4%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が68課程(53.1%)、「安楽な体位」が88課程(68.8%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「上方移動」が34課程(26.6%)、「横移動」が31課程(24.2%)、「体位変換」が31課程(24.2%)、「ベッド-車いす間の移乗」が31課程(24.2%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が47課程(36.7%)、「安楽な体位」が31課程(24.2%)となっていた。したがって、90%以上の養成課程は『どちらかといえば必要だ』あるいは『必要だ』との認識であるものの、30%程度の養成課程は必ずしも必要との認識になっていなかった。

2) スライディングボードを使った移乗の介助(座位移乗)において、『必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が104課程(81.3%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が62課程(48.4%)、「車いす-トイレ間の移乗」が59課程(46.1%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が17課程(13.3%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が48課程(37.5%)、「車いす-トイレ間の移乗」が52課程(40.6%)となっていた。したがって、「ベッド-車いす間の移乗」に関しては80%以上の養成課程は必要との認識があるものの、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」や「ベッド-トイレ間の移乗」に関しては30%以上の養成課程は必ずしも必要との認識になっていなかった。

3) 移乗用ボードを使った移乗の介助(臥位移乗)において、『必要だ』と回答した演

習は「ベッド-車いす間の移乗」が49課程(38.3%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が45課程(35.2%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が59課程(46.1%)、「ベッド-ストレッチャー間の移乗」が65課程(50.8%)となっていた。したがって、40%程度の養成課程は必要との認識があるものの、半数以上の養成課程は必ずしも必要との認識になっていなかった。

4) 移乗用リフト(スタンディングマシンを除く)を使った移乗の介助において、『必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が63課程(49.2%)、「椅子-浴槽間の移乗」が33課程(25.8%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が54課程(42.2%)、「椅子-浴槽間の移乗」が71課程(55.5%)となっていた。したがって、「ベッド-車いす間の移乗」に関しては半数程度の養成課程は必要との認識があるものの、「椅子-浴槽間の移乗」に関しては、半数以上の養成課程は必ずしも必要との認識になっていなかった。

5) スタンディングマシンを使った立ち上がりの介助において、『必要だ』と回答した演習は「立ち上がり介助」が22課程(17.2%)、「トイレ介助」が18課程(14.1%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「立ち上がり介助」が65課程(50.8%)、「トイレ介助」が70課程(54.7%)となっていた。したがって、80%以上の養成課程は必ずしも必要との認識になっていなかった。

6) 移乗介助用ベルトを使った移乗の介助において、『必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が22課程(17.2%)、「車いす-トイレ間の移乗」が22課程(17.2%)となっていた。『どちらかといえば必要だ』と回答した演習は「ベッド-車いす間の移乗」が72課程(54.7%)、「車いす-トイレ間の移乗」が69課程(53.9%)となっていた。したがって、80%以上の養成課程では必ずしも必要との認識にはなっていないかった。

(6) 単元「移動・移乗の介護」以外での移動・移乗補助具の使用状況(単元「移動・移乗の介護」以外の単元も担当している教員の有効回答に限る)

『使用している』と回答した単元は「食事の介護」が10課程(9.8%)、「排泄の介護」が19課程(18.8%)、「着脱の介護」が14課程(13.5%)、「入浴の介護」が42課程(41.6%)、「清潔保持の介護」が22課程(22.2%)、「睡眠の介護」が19課程(15.8%)、「緊急時の対応」が13課程(10.7%)、「終末期の介護」が10課程(8.3%)、「実技試験」が19課程(15.8%)となっていた。移動・移乗は、あらゆる生活場面で行われる動作群であるが、単元「入浴の介護」に関しては60%近くの養成課程は移動・移乗補助具を取り入れた演習を行っておらず、その他の単元に関しては80%程度ある

いはそれ以上の養成課程は移動・移乗補助具を取り入れた演習を行っていなかった。つまり、移動・移乗補助具を使った演習は、単元「移動・移乗の介護」に特化した形で行われる傾向にあることが示唆された。

厚生労働省は2018(平成30)年2月に「介護福祉士養成課程のカリキュラム(案)」⁷⁾を公開し、生活支援技術における「教育に含むべき事項」「留意点」の中に「福祉用具の意義と活用：介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする」を盛り込もうとしている。しかし、現状として単元「移動・移乗の介護」やその他の単元では、移動・移乗補助具を使用した演習の実施率及び必要性の認識が低値であることから、学生・生徒に福祉用具を活用する意義やその目的を理解させるには、単元として独立させて取り入れるのではなく、各単元において丁寧に取り入れるべきだと考える。そうでなければ、従来のカリキュラムと大して変わりないと言わざるを得ず、教育効果は希薄なものとなるであろう。

(7) 移動・移乗補助具を活用した単元「移動・移乗の介護」教育を行う上での福祉用具専門職者(福祉用具貸与・販売事業者)との連携状況

福祉用具専門職者への協力依頼の構成は、『協力依頼していない』が最も多く89課程(70.6%)、次いで『講師依頼している(無料)』が17課程(13.5%)、『移動・移乗補助具を借りている(無料)』が15課程(11.9%)、『その他』が14課程(9.9%)、『移動・移乗補助具を借りている(有料)』が3課程(2.4%)、『講師依頼をしている(有料)』が3課程(2.4%)の順であった。したがって、養成課程と福祉用具専門職者との連携があまりなされていないことが示唆された。限られた時間数と指導者数の中で学生・生徒全員に移動・移乗補助具に関する知識・技術を習得させるためには、養成課程と福祉用具諸関係団体・事業者といった福祉用具専門職者との連携(チームビルディング)が必要と考える。養成課程と福祉用具専門職者とのチームビルディングが図れれば、移動・移乗補助具の貸出協力と福祉用具専門職者からの指導を得ることでき、限られた時間の中でも学生・生徒全員が効果的に腰痛予防や移動・移乗補助具に関する知識・技術を習得できると考える。

(8) まとめ

以上のことから、介護福祉士養成課程における労働衛生の視点に基づいた腰痛予防のための単元「移動・移乗の介護」教育を展開するには、抜本的な改革が必要であり、理論と実践が直感的に繋がる教育体制を構築することが必要であると考えられる。これらが構築できれば、就業前から組織的且つ効果的な腰痛予防対策に関する知識・技術を習得した介

護福祉士を養成することができ、腰痛による離職の低減が図れ、介護人材の確保に繋がると考える。

<引用文献>

介護労働安定センター、平成25年度介護労働実態調査結果について、2014、p.2
厚生労働省、介護福祉士資格の取得方法について、第3回福祉人材確保対策検討会資料、2014、p.17
厚生労働省、業務上疾病発生状況等調査(平成25年)2013
厚生労働省、職場における腰痛予防対策指針(基発0618第1号)2013
厚生労働省、別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針(社援発第0328001号)2008
厚生労働省、別添2 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針(19文科高第918号、社援発第0328002号)2008
厚生労働省、介護福祉士養成課程のカリキュラム(案)第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018

5. 主な発表論文等

(雑誌論文)(計6件)

冨田川 智志、介護福祉士養成課程における労働衛生の視点に基づいた腰痛予防のための「移動・移乗の介護」教育の現状、地域ケアリング、査読無、第20巻、第6号、2018、pp.86-89

冨田川 智志、介護福祉士養成課程におけるスタンディングマシーンを使った「移動・移乗の介護」教育の現状と課題、地域ケアリング、査読無、第20巻、第2号、2018、pp.68-71

冨田川 智志、介護福祉士養成課程と福祉用具専門職者との連携の必要性、地域ケアリング、査読無、第19巻、第6号、2017、pp.77-82

冨田川 智志、介護労働現場における腰痛予防対策の制度の現状と課題 介護福祉士養成課程における腰痛予防のための労働衛生教育の意義、地域ケアリング、査読無、第19巻、第4号、2017、pp.83-88

冨田川 智志、介護福祉士養成課程における移動・移乗技術教育の現状と課題 「抱上げない移動・移乗技術」を前提とした教育構築の必要性、地域ケアリング、査読無、第19巻、第1号、2017、pp.62-67

冨田川 智志、介護福祉士養成課程における腰痛予防のための労働衛生教育構築の必要性、地域ケアリング、査読無、第18巻、第11号、2016、pp.74-77

6. 研究組織

(1) 研究代表者

冨田川 智志(TOMITAGAWA, Satoshi)
京都女子大学・家政学部・助教
研究者番号：90441881